

## 平成24年度 介護保険特別会計 予算内示 事業別概要書 (当初)

款	3. 地域支援事業費	大事業	1. 包括支援事業
項	3. 包括支援事業・任意事業費	中事業	
目	1. 包括支援事業費	担当所属	高齢者福祉課

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額	前々年度 決算額	実施計画	5年間計画額	
							平成24年度	平成25年度
経常	補助		110,723	4,954	0		0	0
							0	0
							0	0
							0	0
							0	0

本年度事業費	(歳入)	(歳出)
本年度当初要求額	91,385	115,677
本年度当初査定額	91,352	115,635

財源内訳	国庫支出金	県支出金	繰入金					一般財源
本年度当初要求額	45,693	22,846	22,846					24,292
本年度当初査定額	45,676	22,838	22,838					24,283

**<事業に関する説明>**

<p>(事業の概要) 介護保険法第115条の45の規定に基づき地域包括支援センターを設置し、その運営を民間法人へ委託する。その地域包括支援センターにおいて、介護保険法第115条の44第1項第2号～第5号に規定のある①介護予防ケアマネジメント支援事業②総合相談・支援事業③権利擁護事業④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を実施する。市は地域包括支援センターを包括的に支援する。</p>	<p>(事業の目的) 市及び市内5ヶ所に設置した地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域にある様々な資源(保健・医療・福祉)などを活用し、多面的な支援を行う。</p>	<p>(事業の効果) 地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することで、地域の高齢者が安心して在宅生活を続けることができる。</p>
<p>(事業実施上の問題点) 各地域包括支援センターの管理運営を民間法人に委託している。法人の選定、評価、委託料の算定等、見直しを含め安定的な体制、制度の確立が必要である。</p>	<p>(前年度からの見直し点)</p>	<p>(見積りに関する特記事項)</p>

節	本年度 当初査定額	前年度 当初予算額	増減額
08	345	331	14
09	30	50	△20
11	260	304	△44
13	115,000	110,000	5,000

特定財源	款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度 要求額	本年度 査定額	前年度 予算額	増減額
	06	02	02	01	01	00	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	22,846	22,838	22,143	695
	08	01	03	01	01	00	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)	22,846	22,838	22,152	686
差引一般財源								24,292	24,283	22,142	2,141